

令和元年第3回
美唄市議会定例会会議録
令和元年9月20日（金曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 議案第41号 美唄市立幼稚園保育料
条例の一部改正の件（総務・文教）
- 2 議案第42号 美唄市消防団条例の一
部改正の件（総務・文教）
- 3 議案第43号 美唄市消防手数料徴収
条例の一部改正の件（総務・文教）
- 4 議案第44号 美唄市印鑑条例の一部
改正の件（産業・厚生）
- 5 議案第45号 美唄市家庭的保育事業
等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部改正の件（産業・厚
生）
- 6 議案第46号 美唄市給水条例の一部
改正の件（産業・厚生）
- 7 議案第47号 令和元年度美唄市一般
会計補正予算（第3号）（予算審査特
別）
- 8 議案第48号 令和元年度美唄市国民
健康保険会計補正予算（第1号）（予
算審査特別）
- 9 議案第49号 令和元年度美唄市介護
保険会計補正予算（第1号）（予算審
査特別）
- 10 議案第50号 令和元年度美唄市水道
事業会計補正予算（第1号）（予算審
査特別）

- 11 認定第1号 平成30年度美唄市一般
会計決算認定の件（決算審査特別）
- 12 認定第2号 平成30年度美唄市民バ
ス会計決算認定の件（決算審査特別）
- 13 認定第3号 平成30年度美唄市国民
健康保険会計決算認定の件（決算審
査特別）
- 14 認定第4号 平成30年度美唄市下水
道会計決算認定の件（決算審査特別）
- 15 認定第5号 平成30年度美唄市介護
保険会計決算認定の件（決算審査特
別）
- 16 認定第6号 平成30年度美唄市介護
サービス事業会計決算認定の件（決
算審査特別）
- 17 認定第7号 平成30年度美唄市後期
高齢者医療会計決算認定の件（決算
審査特別）
- 18 認定第8号 平成30年度市立美唄病
院事業会計決算認定の件（決算審査
特別）
- 19 認定第9号 平成30年度美唄市水道
事業会計決算認定の件（決算審査特
別）
- 20 認定第10号 平成30年度美唄市工業
用水道事業会計決算認定の件（決算
審査特別）
- 第3 議案第56号 美唄市副市長選任の件
- 第4 議案第57号 美唄市教育委員会教育
長任命の件
- 第5 議案第51号 美唄市固定資産評価審
査委員会委員選任の件
- 第6 議案第52号 美唄市固定資産評価審
査委員会委員選任の件

- 第7 議案第53号 美唄市教育委員会委員
任命の件
- 第8 議案第54号 美唄市公平委員会委員
選任の件
- 第9 議案第55号 美唄市公平委員会委員
選任の件
- 第10 意見書案第3号 林業・木材産業の成長
産業化に向けた施策の充実・強化を
求める意見書

消 防 長 相 馬 一 司 君
総務部総務課長 村 上 孝 徳 君
総務部総務課長補佐 平 野 太 一 君

教育委員会教育長職務代理者 高 橋 泰 浄 君
教育委員会教育部長 森 川 治 君

選挙管理委員会委員長職務代理者 中 田 礼 治 君
選挙管理委員会事務局長 伊 藤 和 広 君

◎出席議員（14名）

議 長 金 子 義 彦 君
副議長 桜 井 龍 雄 君
1 番 伊 藤 真 久 君
2 番 森 明 人 君
3 番 齋 藤 久美夫 君
4 番 山 上 他美夫 君
5 番 山 崎 一 広 君
6 番 川 上 美 樹 君
7 番 楠 徹 也 君
8 番 松 山 教 宗 君
9 番 本 郷 幸 治 君
10番 紫 藤 政 則 君
12番 谷 村 知 重 君
13番 小 関 勝 教 君

農業委員会会長 今 田 邦 彦 君
農業委員会事務局長 高 田 裕 二 君

監 査 委 員 後 藤 樹 人 君
監 査 事 務 局 長 根 布 忠 幸 君

◎欠席説明員

選挙管理委員会委員長 高 田 豊 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 村 谷 昌 春 君
次 長 門 田 昌 之 君

午前10時00分 開議

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので、ご報告いたします。

選挙管理委員会委員長高田豊君は、本日、都合により欠席のため、委員長職務代理者中田礼治君が代理出席いたします。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名

◎出席説明員

市 長 板 東 知 文 君
総 務 部 長 福 地 英 敏 君
市 民 部 長 松 田 公 史 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 高 橋 英 雄 君
経 済 部 長 東 貴 弘 君
都市整備部長 米 澤 勝 君
市立美唄病院事務局長 今 澤 清 隆 君

議員を指名いたします。

5 番 山崎一広議員

6 番 川上美樹議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第41号美唄市立幼稚園保育料条例の一部改正の件ないし順序20、認定第10号平成30年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上20件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第41号ないし議案第43号の以上3件について、楠総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長楠徹也議員（登壇）

ただいま議題となりました議案第41号美唄市立幼稚園保育料条例の一部改正の件、議案第42号美唄市消防団条例の一部改正の件及び議案第43号美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件の以上3件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月10日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第41号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

法改正により「保育料」を「利用者負担額」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に法令用語の整理をするが、条例の内容は変わらないのか。との質疑に対し、内容としては、同じものと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第42号に対する質疑・答弁のう

ち、主なものについて申し上げます。

第3条第2号の成年被後見人及び被保佐人は消防団員となることできないとする規定を削除するが、消防団員になりたい者の規制を緩めたという理解か。との質疑に対し、被後見人、被保佐人については、制度上その人の資格等に左右されるものではないが、団員の採用については、消防団条例に基づき考えてまいりたい。との答弁がありました。

次に、議案第43号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

浮き屋根式タンク、浮き蓋付タンクとは何か。また、美唄に該当するところがあるのか。との質疑に対し、浮き屋根式タンクとは、危険物の液面に鉄製の落とし蓋を浮かべた構造で、揮発性が高いものの貯蔵に向いている。また、浮き蓋付きタンクは、屋外タンクの中に浮き蓋を浮かべる構造を加えたものとなっている。なお、美唄では該当がない。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第41号ないし議案第43号の以上3件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、議案第44号ないし議案第46号の以上3件について、松山産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長松山教宗議員（登壇） ただいま議題となりました議案第44号美唄市印鑑条例の一部改正の件、議案第45号美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件及び議

案第46号美唄市給水条例の一部改正の件の以上3件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月10日、委員会を招集して審査いたしました。

議案第45号に対する質疑・答弁について申し上げます。

「家庭的保育事業等」とは、具体的にどういった事業なのか。との質疑に対し、事業所内保育施設事業のほか、保育士ではなく、家庭的保育者といわれる、いわゆる保育ママが保育を行うことができる、定員が1名から5名の家庭的保育事業や、定員が6名から19名と、小規模な施設で保育を行う小規模保育事業などのことをいうが、市内には、該当する小規模施設はない。との答弁がありました。

なお、議案第44号及び議案第46号に対する質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第44号ないし議案第46号の以上3件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、議案第47号ないし議案第50号の以上4件について、桜井予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長桜井龍雄議員（登壇） ただいま議題となりました議案第47号令和元年度美唄市一般会計補正予算（第3号）、議案第48号令和元年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第1号）、議案第49号令和元年度美唄市介護保険会計補正予算（第1号）及び議案第50号令和元年度美唄市水道事業会

計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月11日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第47号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「基金積立金」について、今までに使ったことがあるのか。また、今後の取り崩し予定について。との質疑に対し、平成29年度に財政調整基金を取り崩したことがある。今後については、現時点ではその予定はない。との答弁がありました。

次に、「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 給付事業」について、未婚者を対象としている理由と基準額1万7,500円の根拠について。との質疑に対し、臨時給付金は国の施策であり、税制上の対応の要否について、2020年度の税制大綱において検討した結果、未婚の児童扶養手当 受給者を対象とすることで制度化された。なお、基準額は、未婚のひとり親に対し、寡婦控除が適用された場合、控除額35万円の所得税率5%ということで計算しているものである。との答弁がありました。

次に、「債務負担行為補正」について、現在、市内でごみの収集運搬を行っている業者数と車両の保有台数について。また、近年、岩見沢にごみを運搬するなど、運搬距離の増により車両の劣化が進むのが早いと思うが、買い換え計画等は策定しているのか。との質疑に対し、市内のごみ収集運搬については2社で行っており、主に燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみの収集運搬を行っている業者が

7台、主に資源ごみの収集運搬を行っている業者が3台の計10台の車両で収集運搬を行っている。

また、車両については概ね9年で更新することとした「車両整備計画」はあるが、経年劣化が進み、修繕費等が高額となった場合には優先的に更新するようにしている。との答弁がありました。

次に、議案第48号の質疑・答弁について申し上げます。

「国民健康保険支払準備基金積立金」及び「過年度精算金」について、この補正案件については制度上、毎年この時期に行わなければならないものであることから、専決処分の取り扱いとしても良いのではないか。との質疑に対し、庁内で検討を行い、議会側とも十分協議を行って整理していきたい。との答弁がありました。

次に、議案第50号の質疑・答弁について申し上げます。

「債務負担行為補正」について、委託業者の選定方法と、委託後、選定業者にて採用される予定の現嘱託職員及び臨時職員の給与条件について。との質疑に対し、インターネットにて公募型プロポーザルで公募をかけ、複数の業者に企画を提案してもらい、その中から選定することとしている。なお、公募をかける際に、現在の給与状況を下回らないことを条件として提示する。との答弁がありました。

なお、議案第49号に対する質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第47号ないし議案第50号の以上4件は、原案のとおり可決す

べきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、認定第1号ないし認定第10号の以上10件について、松山決算審査特別委員長。

●決算審査特別委員会委員長松山教宗議員（登壇） ただいま議題となりました認定第1号平成30年度美唄市一般会計決算認定の件、認定第2号平成30年度美唄市民バス会計決算認定の件、認定第3号平成30年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件、認定第4号平成30年度美唄市下水道会計決算認定の件、認定第5号平成30年度美唄市介護保険会計決算認定の件、認定第6号平成30年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件、認定第7号平成30年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件、認定第8号平成30年度市立美唄病院事業会計決算認定の件、認定第9号平成30年度美唄市水道事業会計決算認定の件及び認定第10号平成30年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上10件について、決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月12日、9月13日、9月17日及び9月18日の4日間、委員会を招集して審査いたしました。

委員会の冒頭、市長から補足説明があり、引き続いて代表監査委員から総括的所見がありました。

その後、認定第1号平成30年度美唄市一般会計決算認定の件に対する質疑に入りました。

以下、その主なものについて申し上げます。

まず初めに、第1款議会費、第2款総務費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「市民生活費」について、乗合タクシーの利用状況と、砂川市のように市内全域とまではいかなくとも、運行範囲を広げるよう検討すべきではないか。との質疑に対し、利用状況については年々下がってきている。また、本市では乗合タクシーに加え、市民バスを運行することにより、公共交通機関の利用しやすい環境づくりに努めているが、今後、乗合タクシーの拡充に向け、タクシー事業者とも、協議・検討していきたい。との答弁がありました。

次に、「全道における本市の財政状況」について。との質疑に対し、経常収支比率が35市中33位、財政力指数が29位、実質収支比率が27位、実質公債費比率が30位、将来負担比率が30位となっている。との答弁がありました。

次に、第3款民生費、第4款衛生費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「地域福祉会館管理運営事業」について、福祉会館については、利用者数が少ないと利用料金が入らず、苦しい運営状況となっているが、原課としてどう考えているのか。との質疑に対し、管理運営に当たっては、地域の創意工夫により適正に行っていただくが、収支に不足が生じた場合は、市が地域と相談の上、必要な対応をしていく。との答弁がありました。

次に「地域包括支援センター運営事業」について、地域包括支援センターの課題と原課として困っている点は何か。との質疑に対し、

高齢者からの相談を受ける中で、本人の健康問題だけでなく、介護者自身も障がいや疾病を抱えている方が多い現状である。また、安心して在宅で生活できるよう、気になる方がいる場合は、本人への声かけや、地域包括支援センターへ連絡いただけるような支援がほしい。との答弁がありました。

次に、第5款労働費、第6款農林費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「ふるさとハローワーク就労促進支援事業」について、昨今、国の出先機関が縮小される傾向にあるが、ハローワークの存続に向けた取り組みをどのように行っていくのか。との質疑に対し、平成30年に相談に訪れた方の就職者数が、ハローワークの設置基準の一つである年間260人以上という条件を初めて下回ったことから、本年2月に、市とハローワークと労働局で、利用にかかる改善計画を作成し国に提出している。また、個別の企業説明会や高校生を対象とした市内の就職見学会や合同説明会をハローワークと連携して行っているほか、市内で若い方が働いていることをPRするための冊子を作成するなど、ハローワークの利活用と利用増に向けた取り組みをしている。との答弁がありました。

次に、「中心経営体農地集積促進事業」について、「夏期施工対象受益者」とは何か。との質疑に対し、その年に工事を行い、休耕する受益者が、国営農地再編整備事業及び道営農地整備事業において、条件の良い夏に施工を行うことによって、工事の進捗がより図られ、中心経営体の農地集積を加速することを目的としているもので、夏期施工を実施する農地

を対象に、休耕等による所得補償を所得算出の上限として、夏期施工実施面積に応じて、市が事業主体となり、国からの補助金55%と、受益者負担金45%をもって、当該施工年度の受益者に対し、促進費を交付するものである。との答弁がありました。

次に、第7款商工費、第8款土木費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「交流拠点施設整備事業」について、平成30年4月20日にオープンした新館アネックスの宿泊者数は。との質疑に対し、昨年度については、オープンから平成31年3月までで1,698人、今年度については、8月20日現在で950人となっており、昨年の同時期と比べ増加している状況である。との答弁がありました。

次に、「街路灯補助事業」について、平成30年度までの街路灯のLED化率は。また、設置前と設置後の削減額はどうか。との質疑に対し、街路灯のLED化については平成27年から取り組んでおり、令和元年8月末現在で2,600灯、約86%がLED化されている。LED化をする前と後の電気料金については、市が管理する街路灯で約260万円、町内会が管理する街路灯で約720万円の削減額となっている。との答弁がありました。

次に、第9款消防費、第10款教育費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「救急業務推進事業」について、平成29年度と比較し、一般負傷や急病、転院などが増加傾向にあるが、一度に複数台の救急車が出動した事例はあるのか。また、その際には人手は足りているのか。との質疑に対し、

市には救急車が2台あり、一度に2台とも出動する事例が73件あったが、そのような場合には、非番の職員を招集し対応にあたっているほか、3台目が必要な際は、市立美唄病院が所有している救急車を借用して対応している。との答弁がありました。

次に、「公民館・市民会館管理運営事業」について、市民会館と公民館の区分基準はどうなっているのか。との質疑に対し、本市では、公民館と市民会館が併設していることから、公民館のサークルに登録された団体が利用する場合は公民館として利用したこととし、それ以外の方の利用については市民会館として利用したものとして区分している。との答弁がありました。

次に、歳入全般にかかる質疑・答弁のうち主なものについて申し上げます。

「市営住宅使用料」について、住宅の滞納額、徴収の体制についてどのようになっているのか。との質疑に対し、平成28年度は1,224万1,000円、平成29年度は836万5,000円、平成30年度の未納額は627万8,140円と年々下がってきてはいるものの、今年度は夜間徴収員を配置して、滞納額をさらに減らすように取り進めているところである。との答弁がありました。

次に、認定第3号平成30年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件にかかる質疑・答弁について申し上げます。

短期証と資格証はどのような場合に交付されるのか。との質疑に対し、毎年実施している被保険者証の更新の際に、過去5年間における課税額の概ね2分の1以上を滞納している場合に、有効期限を3カ月とする短期証を

交付しているが、その世帯にいる18歳未満の被保険者の場合は、有効期限を6カ月としている。なお、短期証が交付された世帯主から、納付等がない場合は、有効期限を1年とする資格証を交付している。との答弁がありました。

次に、認定第8号平成30年度市立美唄病院事業会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

病院の実施設計契約解除に伴う精算金は、財政調整基金を取り崩して病院会計へ繰り入れするのか。との質疑に対し、一般会計で補正予算により対応して負担することになると思うが、財源については一般会計全体の決算見込みを踏まえ、今後、十分検討していきたい。との答弁がありました。

次に、認定第9号平成30年度美唄市水道事業会計決算認定の件にかかる質疑・答弁について申し上げます。

有収率の算出方法と平成29年度に比べて平成30年度の有収率が下がった理由について。との質疑に対し、年間の総有収水量を総配水量で割り返した数字が有収率であり、平成30年度は大きな漏水が2件あったため、平成29年度と比較し、若干有収率が落ちている。との答弁がありました。

次に、認定第10号平成30年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件にかかる質疑・答弁について申し上げます。

工業用水道は、368万5,000円あまりの収益を上げるために全体で5000万円を超える費用を要しているが、このような状況でも維持する必要があるのか。との質疑に対し、工業用水道事業の今後の方向性については、現在、

廃止に向け検討を進めており、平成29年度には事業者に対して意向調査を実施し、概ね工業用水道の廃止については理解を得たところであるが、将来は、市内への配水を桂沢水系のみで賄える見込みであることから、その時期に合わせて財政課等、関係部局と検討していく。との答弁がありました。

次に、総括質疑にかかる質疑・答弁について申し上げます。

議案送付後において、決算書、附属資料及び参考資料に対する差し替えがあまりにも多い。議会に対して書類を提出する際は、もっと緊張感をもって対応すべきだ。との質疑に対し、議会に対して資料を提出する際には、庁内のチェック体制を強化して、今後は間違いのないように最大限努力していきたい。との答弁がありました。

なお、認定第2号、認定第4号ないし認定第7号及び書面審査に関して、質疑はありませんでした。

以上の経過から、認定第1号ないし認定第10号については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 これより、議案第41号ないし議案第43号の以上3件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第41号美唄市立幼稚園保育料条例の一部改正の件ないし議案第43号美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件の以上3件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第44号ないし議案第46号の以上3件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第44号美唄市印鑑条例の一部改正の件ないし議案第46号美唄市給水条例の一部改正の件の以上3件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第47号ないし議案第50号の以上4件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第47号令和元年度美唄市一般会計補正予算（第3号）ないし議案第50号令和元年度美唄市水道事業会計補正予算（第1号）の以上4件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、認定第1号ないし認定第10号の以上10件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**認定第1号平成30年度美唄市一般会計決算認定の件ないし認定第10号平成30年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上10件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第3、議案第56号美唄市副市長選任の件及び日程の第4、議案第57号美唄市教育委員会教育長任命の件、日程の第5、議案第51号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件ないし日程の第9、議案第55号美唄市公平委員会委員選任の件の以上7件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長板東知文君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第56号美唄市副市長選任の件であります。

本件は、藤井英昭前副市長が7月2日をもって退職しましたので、本市副市長として、新たに市川厚記氏を選任いたしたく、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第57号美唄市教育委員会教育長任命の件であります。

本件は、星野恒徳前教育長が7月9日をもって退職しましたので、本市教育委員会教育長として、新たに天野政俊氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第51号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。

本件は、三宅雅登委員が11月10日をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として、引き続き、三宅雅登氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第52号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。

本件は、福田安治委員が11月10日をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として、引き続き、福田安治氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第53号美唄市教育委員会委員任

命の件であります。

本件は、土肥康子委員が10月3日をもって任期満了となりますので、本市教育委員会委員として、引き続き、土肥康子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第54号美唄市公平委員会委員選任の件であります。

本件は、倉本賢委員が10月3日をもって任期満了となりますので、本市公平委員会委員として、引き続き、倉本賢氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第55号美唄市公平委員会委員選任の件であります。

本件は、永井聡子委員が10月3日をもって任期満了となりますので、本市公平委員会委員として、引き続き、永井聡子氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第56号については、別にご発言もないようですので、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第56号美唄市副市長選任の件**は、原案のとおり**同意**することに決定されました。

この場合、ただいま副市長に選任同意されました市川厚記君から発言を求められており

ますので、これを許します。

市川厚記君、登壇をお願いします。

●市川厚記君（登壇） 発言をお許しいただき、ありがとうございます。

このたび、副市長の選任にあたり、本市議会のご同意をいただきました市川でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

今、地方を取り巻く環境は、人口減少とともに少子高齢化が進んでおり、大変厳しい状況にあります。

本市の将来推計人口については、2040年には半減すると予測をされております。

今後の行財政運営を行う上では、人口規模に見合った社会資本の再構築や医療、福祉、介護のあり方、子育て環境の整備、経済の振興、雇用の創出など、市民生活の向上や地域の維持・発展に向けたさまざまな課題の対応について、大きな試練を覚悟しなければならない状況と考えてございます。

このような中にありまして、副市長という責任の重さと役割の大きさを踏まえ、身の引き締まる思いでございます。

私は、もとより微力ではございますが、市職員としての38年間の経験をもとに、法令遵守、公平公正、誠意をもって、板東市長を先頭に、市民力と職員力を結集し、さまざまな課題解決に向けて努力したいと決意をしているところでございます。

何とぞ市議会議員の皆様には、ご指導・ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案

第57号については、別にご発言もないようですので、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第57号美唄市教育委員会教育長任命の件**は、原案のとおり**同意**することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第51号については、別にご発言もないようですので、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第51号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件**は、原案のとおり**同意**することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第52号については、別にご発言もないようですので、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第52号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件**は、原案のとおり**同意**することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第53号については、別にご発言もないようですので、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第53号美唄市教育委員会委員
任命の件**は、原案のとおり**同意**することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第54号については、別にご発言もないようですので、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第54号美唄市公平委員会委員
選任の件**は、原案のとおり**同意**することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第55号については、別にご発言もないようですので、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第55号美唄市公平委員会委員
選任の件**は、原案のとおり**同意**することに決定されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第10、意見書案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

意見書案第3号については、12番、谷村知重議員。

●12番谷村知重議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第3号につきまして、

案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた 施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところであります。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林

業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2 森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年9月20日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました意見書案第3号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書**は、原案のとおり**可決**されました。

●議長金子義彦君 以上をもちまして、今期

定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、令和元年第3回美唄市議定会定例会は閉会いたします。

午前10時45分 閉会

